

小矢部市立蟹谷中学校 いじめ防止基本方針

ア いじめの基本認識

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

いじめへの対応は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市教育委員会、学校、地域、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

イ いじめへの対応

(ア) 未然防止

いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての生徒を対象に、いじめに向かわないための取組を行う。

a 生徒理解を深める取組

- ・ 1、2学期に一度ずつ、生徒全員に対していじめや被害に関する調査と教育相談を行う。
- ・ 5月、11月に、Q-U調査（学級診断尺度調査）を行う。

b 生徒指導の機能を生かした自尊感情を高める取組

- ・ 学級や学年、生徒会の自治活動を推進し、自己有用感を感じられる活動を行う。
- ・ 授業や学校行事で自己決定の場を設定する。
- ・ 学級で一人一人のよさやがんばりを互いに書き、メッセージカードにして渡す。
- ・ 年に6回、朝のCTで、「磨感（みがかん）タイム」を設定し、自分の考えをもったり深めたりする機会をもつ。

c いのちを大切にする心や人権を尊重する心を育てる取組

- ・ 「磨感タイム」では、全校生徒が生き方に関する資料に触れ、いのちや人権に対する考えを深め、多様な考えを知る。
- ・ 国連の人権週間に、全学級でいじめ防止に関する授業、または、全校で人権に関する集会に取り組む。
- ・ ネットいじめを防止するため、SNSの適切な利用を含む情報モラルについて講演を聞いたり、学級活動で指導したりする。
- ・ 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、いじめを助長したりすることがないように、指導の在り方に細心の注意を払う。

d 保護者等と連携した取組

- ・ PTAと連携して、保護者向けネット安全教室を実施するなどネットの適切な使い方について家庭でのルールづくりを行う。
- ・ ペアレントコントロールの重要性やフィルタリング設定について啓発する「親学び教室」を行う。

(イ) 早期発見

些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

a 日々の観察

- ・休み時間や昼休みや放課後に、校舎内を巡回する。授業時は教科担任が早めに教室等へ行く。
- ・生活ノートや学級日誌、チャンス面接や普段の授業等から情報を集める。
- ・気になる情報は生徒指導日誌に記載し、全教職員で情報を共有する。
- ・毎週校務運営委員会で生徒指導に関する情報交換を行うとともに、学年部会を定期的に行い、教職員間で情報の共有に努め、複数の目で生徒を見守る。

b アンケート調査

- ・いじめに関する実態調査を1、2学期に行う。

c 教育相談

- ・1、2学期は、生徒全員に教育相談を実施する。
- ・1年生全員を対象にスクールカウンセラーとの教育相談を行い、悩みや困りごとができたときに、相談しやすい関係づくりを進める。
- ・保護者や地域に対して、学校だよりや学年だよりで教育相談体制の整備について周知を図り、気になることがあれば遠慮なく相談できる関係づくりを進める。
- ・相談することの大切やさ相談機関の情報（相談方法・受付時間）を生徒に伝え、いつでも相談できるようにしておく。

(ウ) 早期対応

いじめが認知された場合、学校は直ちに、いじめを受けた生徒等の安全を確保し、関係生徒に対して事実を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行う。また、事案に応じ家庭や教育委員会、関係機関と連携する。

a 基本的な対応

- ・いじめ防止対策委員会を開く。
- ・役割分担して聞き取り調査を行い、詳細な事実と正確な状況を把握する。
- ・教職員の緊密な情報交換や共通理解、指導方針の明確化を行う。
- ・教育委員会や関係機関（児童相談所、警察署等）へ連絡する。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用する。

b いじめられた生徒およびその保護者に対して

- ・本人の痛みに寄り添い、心のケアに努め、いじめから守る。
- ・チームで対応する。（指導経過を時系列でまとめる）

c いじめている生徒およびその保護者に対して

- ・自分の行為を振り返って、与えた傷の重大さを実感できるようにし、反省を促す。
- ・保護者にいじめであるという認識をもたせ、連携して解決を図る。
- ・チームで対応する。（指導経過を時系列でまとめる）

d 周囲の生徒に対して

- ・いじめられた生徒の立場に立ち、自らの態度を振り返らせる。
- ・「いじめられた生徒」と「いじている生徒」だけの問題としてではなく、「観衆」「傍観者」がいじめを拡大していくといういじめの四層構造を理解させ、学校全体の問題として考えさせる。

e ネットいじめについて

- ・サイト管理者に削除要請を行い、生徒の生命、身体等に重大な被害が生じる恐れがあるときには、教育委員会や警察、専門関係機関等と連携して対応する。

(エ) 再発防止

いじめの再発や、いじめのターゲットが代わっていじめが続くことを防ぐ。

- a いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行う。
- b 生徒の変化を定期的に確認し検証する。必要に応じて対策を修正し、支援を継続して行う。
- c 校長をはじめとする全教職員が、それぞれの指導場面においていじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行う。
- d 互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導等の充実に努める。
- e 特別の教科道徳や学級活動の時間にいじめに関わる問題を取り上げ、指導を行う。
- f 生徒会活動等において、いじめの問題を取り上げる。
- g 保護者との連携を深め、継続的に見守る。

ウ いじめ防止対策委員会

(ア) 構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、特別支援教育コーディネーター、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

(イ) 役割

- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
 - ・教職員の共通理解と意識啓発（校内研修等）
 - ・生徒や保護者および地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
 - ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の相談・通報の窓口
 - ・いじめやいじめが疑われる行為に関する情報や生徒の問題行動に係わる情報の収集と記録及び共有
 - ・いじめやいじめが疑われる行為に対する事実確認、指導や支援、保護者との連携等の対応
 - ・学校いじめ防止基本方針の見直し
- ※重大な事案については、教育委員会に報告し、連携して対応する。

エ 重大事態への対応

(ア) 重大事態とは

- ・生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
- ・生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

(イ) 設置者への報告

- ・速やかに学校の設置者に報告する。

(ウ) 調査の実態

- ・「いじめ防止対策委員会」が中心となり、全職員体制で速やかに行う。
- ・調査の際にはいじめ事案の関係者と直接の人間関係、特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、公平性・中立性を確保する。
- ・いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・調査結果を学校の設置者に報告する。

(エ) 情報の提供

- ・いじめを受けた生徒、その保護者に対し、明らかとなった事実関係について、経過報告も含め、適時・適切な方法により情報提供する。関係者の個人情報の取り扱いには十分に配慮する。
- ・いじめを受けた生徒、その保護者の意向を配慮した上で、保護者説明会により、適時・適切にすべての保護者に説明し、解決に向けて協力を依頼する。

オ 家庭や地域との連携

生徒の健やかな成長を促すため、PTA、地域、民生委員と学校がいじめの問題について協議する機会を設けるなど、地域と連携した対策を推進する。

- ・学校いじめ防止基本方針を公表し、保護者や地域の理解を得るように努める。
- ・ホームページでの情報発信や学校だより等を通して、家庭や地域との緊密な連携協力を図る。
- ・PTAと協力して、地域ぐるみのいじめ防止対策を進める。
- ・スマートフォンや携帯型ゲーム機等を使ったネットいじめの事例を紹介するなど、ネットの危険性について理解を深める啓発活動を行う。

カ 年間計画

月	いじめ防止に向けた取組
4	いじめ対策委員会 1/3（学校いじめ防止基本方針の共通理解）
5	Q－U調査 1/2 教育相談（全員面談） 1/2 仲間との関わりアンケート 1/2 家庭でのメディアルールづくり ネットトラブル・いじめ防止教室
6	1年生とSCとの教育相談（～7月）
7	いじめ対策委員会 2/3（仲間との関わりアンケートの共通理解）
8	
9	
10	
11	Q－U調査 2/2 教育相談（全員面談） 2/2 仲間との関わりアンケート 2/2（生徒、保護者） 親学び講座
12	いじめ対策委員会 3/3（仲間との関わりアンケートの共通理解） 人権に関する教育活動
1	入学説明会でのネット依存・ネットトラブルについての啓発
2	
3	